

かほく市通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組み方針 ～

【令和3年度版】



県道高松内灘線(遠塚地内)の歩道整備状況

令和3年12月

かほく市通学路安全推進協議会

(目的)

1. かほく市通学路交通安全プログラムの目的

近年、集団登校の列に自動車飛び込み、通学児童が犠牲となる交通事故が絶えません。本市の道路は、国道 159 号及び河北縦断道路が幹線道路として南北方向に走り、これらを東西に結ぶ県道や市道によってはしご状の道路網が形成され、沿線には、6 小学校、3 中学校、1 大学が点在しますが、これら通学路の一部には、必ずしも安全とは言えない箇所が見受けられました。

そのためかほく市では、平成 24 年 11 月と平成 25 年 11 月、関係機関が連携し市内各小中学校の通学路における緊急合同点検の実施に併せて対応策を講じるなど活動して参りました。

この緊急合同点検対策会議を一過性とせず地域をあげて継続的に通学路の安全対策に取り組むため、「かほく市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関の連携を密に児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

(組織)

2. 通学路安全推進協議会の設置

本プログラムの具現化を図るため、既存かほく市通学路緊急合同点検対策会議で議論した関係者等を構成員とする「かほく市通学路安全推進協議会」を設置しました。

(1) 推進協議会組織

①委員会

- ・かほく市小中学校 P T A 会長（小学校 6 名、中学校 3 名）
- ・かほく市学校管理職代表（小学校 6 名、中学校 3 名）
- ・かほく市町会区長会連合会(代表 1 名)
- ・国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 道路管理第二課（2 名）
- ・国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 能登維持出張所（1 名）
- ・石川県土木部県央土木総合事務所 津幡土木事務所 維持管理課（1 名）
- ・津幡警察署 交通課（1 名）
- ・石川県通学路安全対策アドバイザー（1 名）
- ・かほく市 教育委員会 教育部（1 名）
- ・かほく市 市民生活部（1 名）
- ・かほく市 産業建設部（1 名）

②幹事会

- ・国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 道路管理第二課 係長
- ・石川県土木部県央土木総合事務所 津幡土木事務所 維持管理課 係長
- ・石川県警察本部 津幡警察署 交通課 規制係長
- ・かほく市教育委員会 教育部 部長
- ・かほく市教育委員会 学校教育課 課長
- ・かほく市市民生活部 防災環境対策課 課長
- ・かほく市産業建設部 都市建設課 課長
- ・各所属組織の職員

(2) 推進協議会の役割

①委員会の役割

「かほく市通学路交通安全プログラム」の策定及び対策の実施状況確認、対策効果の把握、対策の改善・充実の検討など、継続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行います。

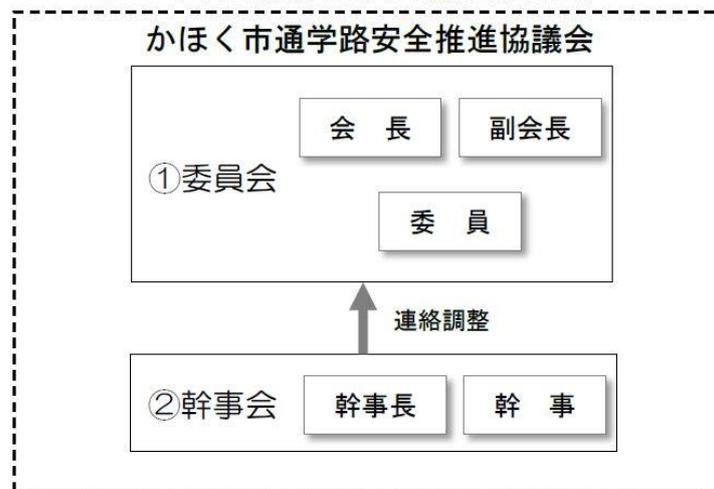
②幹事会の役割

委員会や関係機関等との連絡調整及び推進協議会の運営を行います。

また、幹事会には幹事長を置くとともに、かほく市担当3課は以下の役割で関係機関との連絡調整及び協議会の進行を行います。

- ・かほく市教育委員会 学校教育課：学校関係等との連絡調整
- ・かほく市市民生活部 防災環境対策課：交通安全等関係者等との連絡調整
- ・かほく市産業建設部 都市建設課：道路管理者等との連絡調整

【かほく市通学路安全推進協議会組織図】



(方針)

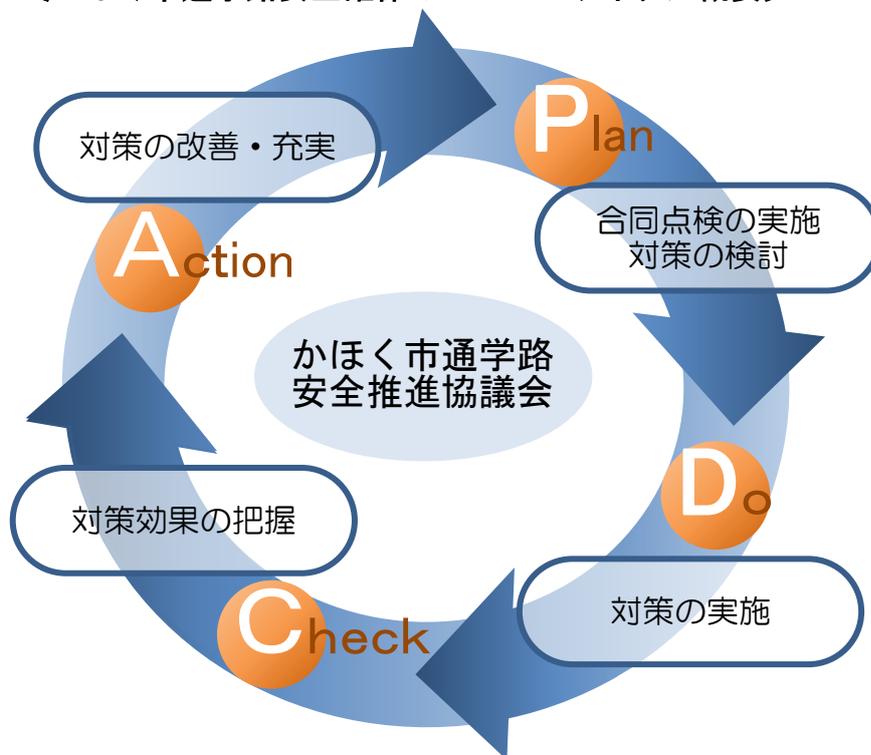
3. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施し、対策実施後の効果を検証すると共に、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして実践し、本市通学路の安全性向上を図っていきます。

〔かほく市通学路安全確保のPDCAサイクル概要〕



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

①実施時期等

- ・市内3地区を中学校下にグループ分け、2年に1回合同点検を実施します。
- ・新学期前や降雪期前の危険箇所把握のため「夏季・冬季」を交互に行います。
- ・通学路安全推進協議会において重要課題を設定し、効率的かつ効果的な合同点検を実施します。

②点検体制

- ・学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等の参加により実施します。

(3) 対策の検討 (P l a n)

- ・合同点検の結果により明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置などのハード対策及びゾーン30の指定等の交通規制や見守り隊による交通安全教育などソフト対策を抽出箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (D o)

- ・抽出箇所の具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

☆合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等は、実際に期待した効果を確認するためアンケート調査等により対策内容を検証します。

- ・地域住民へのアンケートの実施
- ・車両と歩行者の離隔など安全性を測定
- ・事故件数の減少・増加などを把握

など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

(公表)

4. 箇所図、箇所一覧の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために校下ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、かほく市ホームページや広報等を通じ内外に公表します。